

令和6年第16回教育委員会会議録

1 日時

令和6年10月10日（木）10時00分

2 場所

教育委員会会議室

3 出席者

教育長：石橋正信

教育委員：町孝、原志津子、武部愛子、徳成晃隆、沖田由香

事務局：福田教育次長、木下理事

中尾総務部長、峯川職員部長、齊藤指導部長、山田部長（高校教育等担当）

中野総務課長、平川教育政策課長、入江教職員第2課長、井上小学校教育課長、大坪高校教育課長、松村経済観光文化局文化財活用部文化財活用課長

4 会議事項

(1) 付議事項

付議案第47号 市立高等学校入学者選抜方針の一部改正について

付議案第48号 福岡市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案

付議案第49号 令和6年度福岡市教育委員会表彰について

(2) 臨時代理報告事項

なし

(3) 協議・報告事項

協議・報告ア 令和7年度に向けた市政取組方針について

協議・報告イ 令和6年度第1回文化財保護審議会について

協議・報告ウ 令和7年度福岡市立学校人事配置の考え方について

5 開会

教育長開会を宣告 10時00分

付議案第49号及び協議・報告イは意思形成過程の案件のため、協議・報告ウは人事に関する案件のため、議決により非公開とされた。

6 付議事項

▼付議案第47号 市立高等学校入学者選抜方針の一部改正について

大坪課長より説明

《原案どおり可決》

[質疑等]

(町委員)

- 県に倣うとのことであるが、文部科学省から、全国的にこういった入試を実施するよう通知があっているのか。

(大坪課長)

- 文部科学省から、こういう試験をしなさいという通知はあっていない。他都市においては、一部の都道府県で同様の入試が行われている。

(町委員)

- 欠席日数が12月末時点において70日以上、卒業者については90日以上とあるが、これら以下の場合はどうなるのか。また、福岡市においては2,400名程の不登校生徒がいるが、実際のところ、率でいうとどれくらいの方がこの試験制度を利用しようと思っているのか、見通しのようなものはあるか。

(大坪課長)

- 12月時点で70日以上が対象となっているが、資料記載のとおり、「教育支援センターやフリースクール、保健室登校での学習等により、生徒指導要録上出席扱いとなっていて、欠席日数が規定未満である者について、その学習の状況が長期欠席者と同等であると認められる場合は対象とする」とされており、出席となっているものの、例えば保健室登校で10時頃には家に帰っているといった場合は、欠席の日数とみなしてカウントできるようになっている。また、12月末時点でなぜ70日以上かという、年間でおおむね180日学校があるので、その半分程度を欠席している生徒を対象とすることとしており、その12月末時点でいくと70日以上と考えて設定されているところである。実際にこの制度を使ってどれくらいの生徒が手を上げてくるかについては、初めてなので我々もよくつかめていない。今後、中学校が生徒と進学先を決めていくに当たって、この制度を使う生徒がどれくらいいるのか詳細に分かっていくのかと思っている。

(町委員)

- 数がまだよく分からないので、ひよつとすると定員に影響するほどの数が出てくると大変なことになるのではないかと思った。救済措置としては良いことだと思った。ただし、今までの教育のあり方がある意味で抜本的に変えてしまうおそれもある気がする。

(沖田委員)

- 70日以上欠席というのは、通算して70日以上と考えて良いか。それとも、ときどき学校に来るけれども休みがちという生徒も対象になるのか。

(大坪課長)

- 学校に来てすぐに体調が悪くて帰ってしまったという生徒については、出席として扱っているが、そういった生徒も、学習の状況に応じて70日の一部と考えて良いように、別途校長が提出しなければならない書類があるが、そういったものを出してもらえれば対象となることもある。

(徳成委員)

- 先ほどの市政取組方針の中にもある、サポートを必要とする子どもたちへの支援とも相まって、とても必要な措置であろうと考えている。不登校生徒が全国で約30万人に急増していること、一方で少子化は進行していることから考えても、当然ながら高校入試選抜のあり方を見直さなければならない必要に迫られているのではないか。お尋ねだが、先ほど町委員からもあったが、今回の改正案は、県立高校の動きを受けての市立高校の制度改革ということだが、中学校現場から、この間このような要望はあがっていたのか。2点目は、長期欠席者に配慮した入学者選抜を導入する以上は、入学後の支援についても当然ながら配慮が求められるであろう。そういったことも想定されているのか。3点目は、この不登校問題と併せて、外国人入試制度の問題についても伺いたい。これまでは義務教育ではないので、適格者主義が入試制度の前提であったように考えるが、外国にルーツを持つ生徒の入試については、特例措置が設けられており、福岡市の場合は、国語、数学、外国語、作文、面接で試験時間の延長が配慮されていることは分かるが、定員外の特例枠は、今後検討されないのか。また、不登校の子どもたちに対する制度についても、あくまでこれは定員内の措置ということで考えるのか、それとも定員外も含めた枠ということで考えているのか。

(大坪課長)

- 中学校からの要望については、直接文書でということはこれまでない。ただし、中学校の先生の個人的な思いとしては、生徒と接する中で公立を諦める生徒がいるといったことは聞いたことがある。次に、高校での取組みについては、今年度から、国の通知によりオンラインでの授業が認められた。これまでは、受ける側送る側の両方に高校の教員がいなければ、単位として、授業として認められていなかったが、改正されて、本年度からは受ける側に教員は必要ないとされている。これを受けて、実際に不登校の生徒や入院している生徒については、オンラインで授業を受けている。また、福岡西陵高校に校内適応指導教室（ステップルーム）を設けているので、不登校気味の生徒が、そこに行って授業を受け、その後また教室に戻っていくといった取組みも今行っている。令和7年度以降、いろいろな課題が生じてくると思っているので、そこは適切に対応していきたいと

考えている。また、外国人入試については、定員内で行っており、定員外で入学を認めるといことは今のところ考えていない。また、今回の不登校生徒に配慮した制度についても、定員の内数ということで考えている。

(徳成委員)

- 不登校の生徒たちは原因も様々あるわけで、本人ではどうすることもできないようなハンディキャップがあるとか、外国にルーツのある生徒についても自分ではどうすることもできない制度面でのハンディキャップを背負いながら中学校に通っているわけである。是非、これからの国際都市福岡の特色ある取組みとしても外国人入試制度の問題と、不登校の生徒たちをどうしていくのか、高校として受け入れていくということについて積極的な取組みを今後していけたら、福岡市の特色として打ち出していけるのではないかと考える。是非検討いただきたい。

(武部委員)

- 福岡西陵高校の、校内適応指導教室（ステップルーム）ができるまでの国の研究開発に私も入っていたので、高校でそれでいいのか、単位が大事にされる高校で、ステップルーム、オンラインといった別室で良いのかといったいろいろな話をしながら、県の方は来年度から多様化の高校ができるということもあってされているのだろうと思うが、今回福岡西陵高校のことで4年間やってきて思ったのは、何が良かったかということ、ステップルームで学力を維持して教室に戻るができることではなく、ステップルームでその子の将来を一緒に考える時間をもったということで、別にその学校に居残るためではなく、その子がしっかりと、放り出されずに先生たちと一緒に将来を考えて、辞めるなり、続けるなり、よそに行くなりといったことを考えるシステムに落ち着いている。それで子どもたちがとても元気になって将来を語るできるようになったという流れがあったので、今回は入試の選抜のことなので違うかとは思いますが、徳成委員がおっしゃったように、受け入れたからには、責任をもって教育しなければならないという意味も含めて、学校に残すこと、学力をとということも大事ではあるが、違う側面も考えていかれたら良いと思う。

▼付議案第48号 福岡市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案

松村課長より説明

《原案どおり可決》

[質疑等]

なし

▼付議案第49号 令和6年度福岡市教育委員会表彰について

中野課長より説明

《原案どおり可決》

7 臨時代理報告事項

なし

8 協議・報告事項

▼協議・報告ア 令和7年度に向けた市政取組方針について

平川課長より説明

[質疑等]

(町委員)

○ 今回は特に、AIなどの先端技術の活用といったところが新しいが、是非、教育委員会の予算案についても、これを基に子どもたちのために、若者たちのために、取組みを強化できるような施策を予算に計上していただきたいと思う。

▼協議・報告イ 令和6年度第1回文化財保護審議会について

松村課長より説明

▼協議・報告ウ 令和7年度福岡市立学校人事配置の考え方について

入江課長より説明

9 閉会

教育長閉会を宣告 11時20分